

平成28年度

東近江市農業委員会
第2回農業振興部会議事録

1. 開催日時 平成28年7月25日（月）午前9時30分から午前11時45分
2. 開催場所 東近江市役所 新館313議室
3. 出席委員 19人 欠席委員 1人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	11	出
2	出	12	出
3	出	13	出
4	出	14	出
5	出	15	出
6	出	16	出
7	出	17	出
8	欠	18	出
9	出	19	出
10	出	20	出
会長		議長	15 番

4. 農業委員会事務局職員

局長	出
次長	出
主幹	出

5. 議題

- (1) 農地利用状況（遊休農地等）全体調査について
 - ・全体調査要領の説明
- (2) 「農地等利用最適化推進施策の改善意見」について
 - ・最適化施策検討チームからのとりまとめ票発表・意見交換
 - [八日市Aブロック→八日市Bブロック→永源寺・愛東ブロック→湖東ブロック→五個荘・能登川ブロック→蒲生ブロック→女性部会]
- (3) その他

6. 会議の概要

議 長 ただ今から、東近江市農業委員会 平成28年度第2回農業振興部会を開会致します。
部会の現数20名のうち、現在の出席者数は19名、欠席者数は1名であり、この部会は成立致します。
続きまして、議事録署名委員の指名であります。
議席番号3番 ●●● ●●委員、4番 ●● ●●委員を指名致します。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、協議事項に入ります。
最初に、「農地利用状況（遊休農地等）全体調査について」を議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料「農地利用状況（遊休農地等）全体調査実施要領」をご覧ください。実施日時は平成28年8月4日（木）午前7時00分から開催します。市役所本館正面玄関に集合いただき、市内全域を調査いただきたいと思います。調査終了後は、調査結果報告と写真データ入力等を市役所新館3階の319会議室で行っていただき、解散式を318・319会議室で行います。
実施体制につきましては、農業委員会の委員40名、事務局4名、市農業再生協議会が15名、農業水産課職員11名で、計70名の体制で実施します。調査チームの編成、割り当て地域については、1チーム農業委員2～3名、その他1～2名ということで、1チーム4人程度で編成させていただきます。15チームを編成予定で、遊休農地の発生状況を考慮して調査地域の割り当てを行います。
なお、この週明けには地域調査の結果とりまとめを終了する予定で、チーム編成についてはこの遊休農地の地域調査の結果を踏まえ、当日のお知らせとなりますがご了承願います。また、当日は農業委員会の帽子を着用いただきますようお願いいたします。
当日の日程ですが、午前7時に集合開会、調査は7時15分から11時30分までとしますが、各チーム10時過ぎを目途に終了していただきたいと思います。
また、先週金曜日に郵送させていただきましたが、この全体調査終了後に、農業委員の全体会議を開催する予定ですのでよろしくお願いします。
次に2ページをご覧ください。調査に使用する資料の確認をお願いします。
資料6ページをご覧ください。調査対象一覧表の記載例になりますが、これは各農業組合長から事前地域調査で報告のあった農地を掲載しています。左から3列目に地域調査結果の区分を示しており、「引続」、「解消」、「新規」の3つの分類で表示しています。また一番右の列には昨年度の調査結果を「A」分類、「B」分類で表示しています。当日の調査対象農地の一覧になりますので、ご確認をお願いします。そして、対象農地の地域地図です。例年と同様に、地域・集落毎に表示しています。地域調査で上がってきた遊休農地は地図上でマーキングしていますし、農地番号を打っていますので、これと先ほどの調査対象一覧表とがリンクしています。

続いて、農地利用状況全体調査表です。7ページをご覧ください。調査対象農地の状況を記載していただく調査表です。1筆につき1枚を作成していただきますが、例えば団地で存在し現況で筆界確認が困難な土地や位置の特定が困難な土地、また現地にたどり着けないような農地などについては、地域地図上におよその見当でその区域を囲むように印をして、遊休農地の状態が一様であると判断できる場合は1枚の調査票で記入をお願いします。

次に農地利用状況の全体調査実績報告書です。8ページをご覧ください。

各チームで調査を終了いただいた後、調査活動記録、調査結果を取りまとめ報告いただく用紙です。

続いて3ページにお戻りください。調査実施要領について説明しています。調査の区域は、事前の地域調査により遊休農地の件数等を考慮し、数町ごとに割り当てをさせていただいたと思います。昨年度遊休農地と判断された農地と、今年度各農業組合長から報告のあった遊休農地を基本として調査していただくこととなります。調査巡回時に周辺の農地も注意深く見ていただき、新たな遊休農地、また違反転用農地等を発見した場合も併せて調査いただきますようお願いいたします。

続いて調査項目ですが、遊休農地の考え方について整理をさせていただきます。ここ数年、現に耕作されておらず、引き続き今後も耕作される見込みがないと思われる農地を遊休農地として判断いただきたいと思います。ただし、耕作がされていない状況であっても、年間を通じて、適時に農地の畦畔の草刈りや、ほ場内の耕運や草刈りなどが実施されている農地は、遊休農地とは扱わず、保全管理されているとご判断ください。

3つ目の違反転用農地は、転用許可を得ず農地を農地外に転用していると認められる土地で、これもパトロールの中で確認していただきたいと思います。なお、違反転用の判断は所有者等の意思に関係なく行ってください。

続いて4ページをご覧ください。調査の方法についてです。7ページの調査票を見ながら確認をお願いします。まず、調査対象一覧表と地域地図により、調査対象農地の現地を巡回していただきます。現地に到着しましたら調査票の記載をお願いします。町名・農地番号・地番を転記いただき、調査チーム、記録者名を記入します。調査実施日はこちらで記入しておきます。農地の状況を調査いただき、①欄に、その農地の全体の状況や周囲の状況などを記述式で記入してください。例えば、「雑草が繁茂している」、「耕運されており農地が保全されている」、「倉庫が建っている」など、状況を詳しくお書きください。

続いて、農地の状況から荒廃の程度について、遊休農地か、解消済みまたは遊休農地でない、違反転用農地である等の区分判断をしていただき、②欄に丸印をつけてください。別添の各種判断区分マニュアルも参照して、判断いただきたいと思います。②の区分欄で遊休農地であると判断いただいた場合は、③遊休農地の状況欄に詳細の記入をお願いします。農地の再生に必要な作業区分についても、必要と思われる作業を現地を見ていただいて丸印を付けてください。遊休農地区分は農地の再生に必要な作業区分と連動しており、A分類は再生利用が可能な荒廃農地、B分類は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地を示しています。再生に必要な作業区分を選択しその内容を記述していただくと、遊休農地の区分が決定されるということになります。

②欄で解消済みまたは遊休農地でないと判断した場合は、⑤欄の該当欄に丸印を付けていただき、その農地の調査は終了ということになります。

対象農地一覧表に表示した農地は地域地図上にも表示していますが、調査した農地は、地域地図にマーカー等で調査したことが分るような表示をして、漏れがないよう確認をお願いします。

続いて5ページをご覧ください。調査票の記入が終わりましたら、写真撮影をお願いします。9ページのフロー図下段にも示していますが、調査した農地は状況が分るように各筆毎に写真を2枚撮ってください。その際には、その筆が分るよう地番札カードケースを掲げそれが写るように撮影してください。また、各チームの調査活動の状況を、調査中に5枚程度撮影してください。これは、調査をされている様子を農業委員の活動記録として撮影していただくものです。

また、新たに遊休農地や違反転用農地を発見された場合には、調査対象農地一覧表の空き番号欄に記入いただき、地域地図にもその農地番号を表示してください。

また、調査票や写真撮影については遊休農地調査と同様にお願いしたいと思います。全ての筆の調査が終了しましたら、帰庁していただき、3階の319会議室で次の書類の提出をお願いします。1つ目は全体調査の実績報告書、次に全体調査対象農地一覧表、そして農地利用状況の全体調査票、対象農地の地域地図、調査農地の写真及び調査活動の写真、その他配布した備品等全てをまとめて319会議室の職員にお渡しください。また、調査農地の写真、調査活動の写真的データは、319会議室のパソコンにそれぞれの調査チームのフォルダを用意しておきますので、そちらに移し替えてください。

調査要領については以上ですが、9ページには全体調査をまとめたフロー図も付けていますので後ほどご確認ください。また、全体調査の判断区分についてはマニュアルを別紙で添付していますので、調査までに一読ください。

続いて、昨年度全体調査を実施し、各チームから報告していただいた写真等を見ていただきながら、調査前の目合わせをさせていただきます。

準備が整うまでしばらくお待ちください。

（パワーポイントによるスライド写真を液晶プロジェクターで壁に映写し、遊休農地区分について実例により説明。）

以上が昨年度全体調査を実施し、各チームで判断された遊休農地の結果です。

今年度も昨年度同様に、A分類・B分類全ての農地を対象に実施させていただきます。5月の農業振興部会では、B分類は調査対象から外してはどうかとのご意見もいただきましたが、今年度は全て対象とした上で、B分類と判断された農地については来年度以降の調査対象から外していく形で進めていきたいと考えています。

今回の調査資料や現地写真等は、以降の農振部会の判断の根拠資料となりますので、どうか皆様のご協力をいただき、全体調査が終えられますようお願いします。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

「農地利用状況（遊休農地等）全体調査について」、ご意見をいただきたいと思います。

3番 近年、永源寺地区を回っているが、農地でないという判断をしながら毎年同じところを見に行っている。昔の段々畑のような農地で森林化しているところでも、対象に上がってくれば例年どおりに見に行くのか。

事務局 今年度は、昨年度遊休農地と判定しましたA分類、B分類両方の農地について地域調査での確認を行っていただいております。全体調査においてもその農地を最終調査していただき、農振部会でその結果に基づいてB分類と判定した農地は次年度から調査対象から外していくということで考えています。

7番 永源寺、愛東辺りは判断区分マニュアルの4ページ②が多い。これをA分類としてしまうと、12月から所有者に対して行う意向調査で確認し、その対応ができなければ、税制が変わったのでA分類の②にするか、B分類にするかで大きな違いが出る。その対応について、新しい制度のもとで大丈夫なのか、今年度から変えていかなければならないのではないか、少し気になるところであるかどうか。

事務局 遊休農地でA分類と判定した農地は、利用意向調査の結果作再開等の意思を示された農地で、6ヵ月を経過しても改善されない場合、中間管理機構へ勧告を行い、翌年度の固定資産税の課税が強化されることになります。その対象となるのはA分類であり、B分類と判定した農地は対象外ということになります。課税強化は平成29年度からということになっており、昨年度実施した遊休農地調査の結果を元に今年8月に中間管理機構へデータを提出し、借受け可能か否かの判断をしていただくことになります。ただし、借受けないという意思表示された農地は課税強化対象の農地から外れるということになっており、その処理要領は細かく定められていますので、今後精査して進めていきたいと考えています。

10番 中間管理機構が把握されない農地で、A分類やB分類の農地はどうなるか。

7番 中間管理機構に預ける意思がなければ、平成29年度から課税強化対象となるはず。A分類とした場合、所有者の意向確認をして中間管理機構に預けるかの意思表示をしてくださいと言わざるを得ないと思う。ただ、そこに住んでいない所有者がたくさんおられるので、農業委員としてどうやって自治会長に説明したらよいか困っている。そこにおられる人なら意思表示さえすれば、機構に預かってもらえない場合は課税強化対象にならないという説明ができる。

事務局 意向調査はA分類しかしませんが、中間管理機構に預けたいと意思表示された場合は機構に協議の申入れを行い、機構が預かってくれれば解消ということになります。機構が預かれないとなった場合は遊休農地としては残りますが、課税強化対象からは外れるということになります。自分で解消するとの意思表示をされた農地で6ヵ月後に現地確認したときに状況が改善されていなければ、中間管理機構に勧告を行うこととなっています。この勧告をした農地は、翌年度の固定資産税から課税が強化されることになりますが、農業委員会は勧告する前に中間管理機構に借受けの可否を確認しますので、機構が借受けないとした農地については

勧告をしない扱いになります。ただ、むやみに勧告することは考えておらず、その農家の状況等を見て、委員の皆さんとも十分に協議し慎重に判断しなければならないと考えています。今年調査いただき、B分類として遊休農地からはずしてもよいと決定していただいた農地は、今後調査対象から外れることとなりますので、今年の判断をその基準とするように考えています。

6番 毎年見に行っていてBと判断している農地を今年も見に行くというのは、時間のロスだと思う。今年から外してもよいのではないか。

事務局 今年をきりとしてB分類の判定をしっかりとしていきたいと考えていますので、今年度はA、Bともに調査をお願いします。

6番 例年と同じように写真を撮影し調査票を作成しては、永源寺であれば予定通り終わらないのではないか。

7番 杠葉尾のように、なるべく効率よく、数筆まとめて写真を撮影する方法しかしょうがないと思う。

3番 提案ですが、愛東、永源寺、蒲生の山間部は4人で回るのではなく、調査員全員を2班くらいに分けて全員の目で見てもらい判断してもらったほうが良いと思う。今まで期待を込めてA分類としてきた農地でも、多くの目で見てBと判断してしまうことが必要ではないかとも思う。

議 長 他にご意見はございませんか。
無いようでございます。「農地利用状況（遊休農地等）全体調査について」は、ご承認いただいたものといたします。

議 長 それでは、次に「農地等利用最適化推進施策の改善意見について」を議題と致します。
それでは、事務局で進行をお願いします。

事務局 本日は、最適化施策検討チームでお取り組みいただきました「改善意見」を、各チームから発表をよろしくお願いいたします。発表いただく内容につきましては、活動の経過も交えながら、1チーム3分程度で発表をお願いしたいと思います。発表の方はすでにお決めいただいていると思いますが、代表の方でお願いいたします。発表の順番は、勝手ながら、こちらで決めさせていただいた順でお願いいたします。全てのチーム発表後、意見交換の時間を設けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
では早速ですが、八日市Aブロックの代表の方から発表をお願いいたします。

4番 八日市Aブロックから発表をさせていただきます。
1つ目に「人・農地プラン」の推進と担い手育成支援ということです。まだまだ「人・農地プラン」ができていない地域がたくさんあり、耕作放棄地増加の原因

にもつながっている。また、若い世代への農業の継承が困難な状況となっている。このことは、集落に後継者となる若者が定着しておらず、次代の農業を牽引するリーダーが育っていないためと考えられる。この問題を解消するために、「人・農地プラン」のメリットを未策定の集落にしっかりと伝えて理解をしてもらえるよう、行政やＪＡが連携し指導・支援を願いたい。また、将来的にコミセン単位等で集落営農の集約化を図る、これは「人・農地プラン」が作成できない集落をまとめて地域の将来像を描いていこうというものです、このための支援をお願いしたいということ。そして、意欲のある若者が受けられる農業研修体制を整備して後継者の育成を図ってもらいたいということです。

２つ目に特産振興・６次産業化の推進ということです。野菜の特産振興をめざしたいのだが、野菜作りには様々なリスクが伴い、販売ルートの確保も難しいということで、リスク対応の指導・支援をお願いしたい。また生産・加工・販売の一体化による付加価値の向上、ブランド化により６次産業化の推進には行政、ＪＡの支援がどうしても必要であるということです。

３つ目に、有害鳥獣被害防止対策の充実ということです。最近は平地でもハクビシンやアナグマ等の小動物による被害が増加しており、生産者の営農意欲低下につながっている。行政でも、こういった小動物の捕獲・駆除の道具や専門家がない状況で、今後は計画的な駆除の推進や、タイムリーな時期・内容で出前講座をお願いしたいということです。

事務局 ありがとうございました。続いて八日市Ｂブロックの代表の方お願いいたします。

５番 八日市Ｂブロックの発表をさせていただきます。

各メンバーが今一番気になっていることを一項目ずつ持ち寄ってまとめました。１つ目は中間管理事業についてです。当初計画では１０年スパンで協力金を配分されたが、５年で離農された場合問題が出てくるのではないかと。協力金は耕作１年ごとに支払い、残金は基金として残すべきではないかということ。

次に、遊休農地対策と地域農業の推進について。中野地区では農地の保全管理に１０ａで３万円もかかっている実態があり、地域においては農業組合を中心に解決策を模索されているがなかなか進んでいない状況である。基盤整備には大変なエネルギーが必要だが、米価が下落している状況ではこのようなエネルギーは出てこない。今崎町や今堀町といった市街地の隣接地域では遊休農地の増加が大きな問題となっている。これは行政においては都市計画、中間管理事業も含めて積極的な解決策を見出す努力が必要で、行政と農業委員会の力量が試される問題だと思います。

次のページに移っていただいて、農業生産基盤の整備・充実ということです。現在、土地改良事業は計画から完了まで１０年ほどかかっており、役員も高齢化する中で事業推進に支障が出ることが懸念される。早期の事業完了となるよう、県・国への働きかけをしてもらいたいということ。

次に担い手育成支援について。近年、集積化の事業が大型化してきており、トラクター購入の補助を受けるためには１２ｈａ以上の経営面積が必要となっている。それに至らない認定農業者や個人には国・県の支援が受けられないことが問題である。そういうところには市独自の補助事業により光を当てる必要がある

ということです。

次の健全な農村集落の維持・発展についてですが、近年の少子高齢化、農業経営の大規模化により、今までの農村地域のよい面、農村文化の伝承が崩れてきており、地域の農地は地域が守るということを前提とした施策を市が強力に推進してもらう必要であるということです。

最後にＴＰＰ協定についてですが、国会決議違反であることは明らかであり、参加１２カ国でも批准されたところは未だ無く、アメリカも難しい状況が出てきている。日本だけが先頭を切ろうとすることはいかなものか。国民と国会を欺いたＴＰＰ協定は撤回すべきだと思います。

７番

それでは、永源寺・愛東ブロックの発表をさせていただきます。

３つほどの視点を設けてまとめました。

１つ目はアグリプラン実現のための推進体制整備について。５つの基本方針と２０の基本施策に取り組むとされているが、具体的な内容には踏み込んでいないように思える。我々のチームの中で特に出た意見として、まず有害鳥獣被害防止対策について報告します。農地利用の最適化を推進するためには、野生獣の被害防止対策が特に我々の地域では必要であり、今後平坦部への広域化も予想される。特にサル対策について、狙撃も含めた捕獲、野生獣の出没しにくい環境づくりといったことを基本的な対策として農業団体、大学、自然保護団体等の協力をいただきながら取り組む必要があるということ。

次に、地域農業推進体制の整備ということで、アグリプランの進捗状況を確認しそれを実現するためには、年度別の実施計画（行動計画）が必要であり、行政とＪＡの更なる連携強化、地域農業戦略推進会議のコミセン単位等での設置が必要と思われる。そこへは女性や青年層の参画により地域で目指すべき方向を共有することが必要で、プラン策定後のこれからがより大事であるということです。

もう１点は「人・農地プラン」の推進です。行政の積極的な働きかけが必要であり、リーダー養成についての提案として、今後選出される最適化推進員をリーダーとして位置づけ、集落に入ってもらい「人・農地プラン」を進め、農村の維持活動を展開してもらいたいと考えます。

あとの特産振興や農業委員会体制の充実については他のチームと同様ですので、省略させていただきます。

１６番

湖東ブロックの発表をさせていただきます。

昨年、今年とＪＡ湖東の幹部との意見交換を行い、その中で出てきたものを３点に絞って提案します。

１点目は、愛東地区での果樹栽培の後継者不足という問題。しっかりと継続させていくためには、個人、ＪＡだけでなく行政の施策としての支援が必要であるということです。農協だけではできない大きなバックアップをお願いしたい。

２点目は、中間管理機構や集落営農組織から外れた地域では、ＪＡ湖東のタノームという受託組織があり、地域では好評であるが、人員不足で運営が困難になってきている。農協が中心となるような運営機構を育成すべきであり、人的・資金的な支援を願いたいということ。

３点目として、遊休農地や獣害被害の多い中山間地でも作付できる作物の研究や

栽培のための推進員設置も必要であり、そのための支援が必要であるということです。

14番 続いて五箇荘・能登川ブロックを発表させていただきます。

大きくは4点として整理しました。

「人・農地プラン」については、3月末で策定率が53%と聞いていますが、集落により必要生の認識にばらつきがあり、市による積極的なリーダー育成、周知徹底を図りたいということ。中間管理機構の仕組みがあまり周知されていない現状があるので、農事組合長、関係団体等と連携し機会をとらえて周知に努めていただきたいということです。

次に、農業生産基盤の整備充実と優良農地の維持保全についてです。1点目は、大中地区での農地の集約等が、小作料に差があるため近江八幡市の担い手の方に移動してしまい、地域内での囲い込みができなくなってきている。集落内の農地が守られるよう、地元農業組合長への情報提供等の配慮をお願いしたい。

2点目は、伊庭内湖の湖底に泥が堆積し水深が浅くなって水温が上昇していることについてです。悪臭がすることもあり、防災上の懸念もあるため、防災・減災の観点からも、浚渫工事の事業化が図られるよう県・国へ要請されたいということです。

3点目は、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の協同活動の中に「防災減災型田んぼダム」が28年度から新たに追加されたが、県のハザードマップへの記載や排水路改修などの要件がありハードルが高すぎるため、各集落の取り組みにはなっていない。田んぼダムとして多面的機能が発揮されるよう、県の助成額を国の助成単価まで引き上げるよう強く要請されたいということです。

4点目に、素牛価格の高騰やえさ代の増加、関税の引き下げなどにより畜産農家は将来が展望できない状態である。そのため、遊休農地などを利用して、地域支援隊の協力を得て繁殖・放牧・肥育の一貫経営で低コスト・省力化を進め、近江牛東近江ブランドの構築に取り組んでももらいたいということ。

地域農業推進体制の整備については、農業組合長会議の開催方法を再検討していただきたいということです。

特産品及び食育推進については、ふるさと納税の返礼品に東近江市の特産品、例えば大中産の近江牛、政所のお茶、愛東メロンなどを積極的に使用してもらって生産農家のやりがいと、東近江ブランドのPRに努めてほしいということです。最後に地産地消の拡大推進と食の安全・安心についての食農教育が広く行われるようお願いしたいということです。

13番 それでは蒲生ブロックの発表をさせていただきます。

既に他のブロックで提案されている項目がほとんどですので、かいつまんで報告します。

アグリプランについてですが、東近江市は広範であるため土壌条件や気象条件も大きく違っている。そのため、地域ごとのプランを出していく必要があると思います。また、東近江は主に米を生産してきた地域であり、今は野菜作りを奨励されているが、重量野菜は高齢化した農家には無理である。そういったことも含めて検討を進めてもらう必要があると思います。

次に、担い手の育成対策ですが、情報をきちんと共有して色々な形で話し合いを続けていくことが必要だということです。農業組合長会議は年度当初1回しかされておらず、後は再生協議会の方でと市は言われていますが、そうではなくて、各組織や関係機関がきっちりと連携し、ことある毎に農業組合長や集落営農のリーダー達に話をする機会を作らなければ今後の農業は進んで行かないと思っています。

それから「人・農地プラン」については、今のやり方ではプランを作って終りという状態になってしまっている。見直しするようには言われているが、市からのアクションがないので1回作った集落は、その後取り組み状況が変わっても修正をされていない。もう少ししっかりと指導を行ってもらいたいということです。特産振興については一朝一夕にできるものではなく、長年苦勞されて今の東近江の特産品と言われるものになったわけですから、その努力をもう一度皆が見直しをしていかないといけない。農業委員会も含めた関係団体、指導機関がしっかりと指導体制を作っていかなければいけないと思います。

6次産業化については、生産・加工・販売、あるいは流通までも農家がやろうということです。今後は食品衛生法や生産者責任の関係も出てくるので、こういったことを熟知しているリーダーが必要だろうということです。その辺のノウハウを教えていっていただきたいと思います。

それから、獣害被害の防止対策ですが、蒲生もイノシシ、シカ、サルと全部出てきています。山間地域だけではなく、川から入ってくるものが増えている。雪野山のイノシシが日野川・佐久良川を上がって来ている。日野町ではクマの目撃証言も出ている。今や全市域が獣害区域になってしまっている。中型・小型の外来獣が増えているがなかなか捕獲できない。こういった獣害は農地の有効活用に大きなダメージを与えており、全市を挙げてきちんと取り組んでいかなければいけないと思います。

遊休農地対策については、所有者責任が農地法に謳われているので、そのところを所有者にきちんと伝えることが必要だと思います。

農業生産基盤の整備充実と優良農地の維持保全についてですが、多面的活動直接支払の補助金も滋賀県は国の設定より少ない。それは土地改良が進んでいるからとの県の説明ですが、これからはその部分に大きなお金をかけていかなければ、今のまま農地を保全していくことはできなくなると思います。

最後に農地利用の最適化推進施策についてです。国は80%の農地を担い手に集積しようとしており、滋賀県は90%が目標と聞いているが、残りの10%はどうするのかということ。農地・農業が離れてしまうことで、農村社会が無くなってしまうのではないか。ここの部分に農政は目を向けていないと思います。そこを国にはきちんと見てほしいということです。

以上です。

9番

女性部からの提案を報告させていただきます。

まず、このような機会をいただいたことに感謝を申し上げます。

女性部としては、第1のテーマとして「次世代の担い手育成」を考えました。

農地利用の担い手農家への集積が進み、地域農業は担い手農家である個人の認定農家及び法人化された集落営農組織により支えられていますが、個人と法人では

支援や市としての位置づけに温度差があると思います。法人の構成員は、男性が主で世帯の中心者になっていることが多いということです。

家族経営を主とした農業形態なら、親子間で知識や技術の継承がスムーズになされますが、法人化された営農組織では、1家族一人が構成員となっているため若い世代に継承する機会が失われているように思います。

農村集落で、担い手農家への集積ということで営農エリアを検討された時、集落の中心部分は法人で個人が集落の端に追いやられてしまうことがあり、課題になっていると思います。

東近江市で農業施策を展開する場合、前提として法人の経営方針の中に女性や青年層を相当数入れることを条件づけていただきたいと思います。

男女共同参画社会から共働社会と言われている昨今、個人の認定農家も家族共同経営とし、また法人についても構成員に女性や青年が入るとした東近江方式を構築する条例を制定していただければありがたいと思います。

以上、改善意見として取りまとめました。

議長 皆様からの発表が終わりました。これからの時間は、各チームから発表いただいた内容も含め、意見交換としたいと思います。みなさんご意見ございませんでしょうか。

10番 「人・農地プラン」の作成に住民の同意が得にくい地域もあり、集落がまとまらないと市やJAの指導が受けられないという現状がある。今の60代後半から70代前半の農家の次の代に担い手がない。後5年先が心配な地域がたくさん有り、そこに対して行政の強い指導をしていく時期ではないかと思う。地域の農業組合長や担当農業委員だけではまとまりにくい部分があり、行政としてのある程度厳しい指導があってよいのではないかと思う。中間管理機構に預けなければいけないような人もたくさんいるが、なんとか無理をいって担い手にお願いして預けている。その担い手の人たちも困っている状況もあると思う。

5番 「人・農地プラン」を取り上げているチームが多いが、まだ策定率53%で半分しか作られていないということである。将来の農村・農業を考える上では不可欠なものであるという認識を持ってもらうところまでいくのが難しいということで、やはり行政の指導が必要だと思う。

また、基盤整備が未整備ということは現代農業においては大きな欠点であり、中野地区でも基盤整備されていれば認定農業者等の担い手はいくらでもおられると思う。基盤整備ができないところは、国や中間管理機構の事業として実施することなども含めて行政が考えなければいけないのではないかと思う。

10番 JAとしては女性部の活性化によって地域を守っていきたいという思いはあるが、女性の目がなかなか農業の方に向かなくなってきている。「人・農地プラン」、集落営農法人化にしても女性の割合を義務づけるとなるとかなり抵抗があると思うが、女性が入っている組織は色々な優遇策が受けられるというような形で進めてもらわないと、どんどん女性が離れていってしまう。JAと地域のつながりが希薄になっていると皆さんも感じておられるが、JAと行政とのつながりも含め

て、地域とのつながりができるような施策を行政としても考えていかないと、女性が地域に戻らないという時代になってしまうと思う。

9番 輝いて見える農業女性として見てもらうためには、やはり子育ての段階でそういったことが必要だろうと感じている。

3番 集落営農法人化と「人・農地プラン」はセットであるべきと思う。プラン策定済みの53%の集落の中にも営農組織が法人化されていないところもあるのか。また法人化されていてもプランが策定されていないところはあるか。

事務局 法人化していても「人・農地プラン」を作っていないというところがあります。

3番 メリットが全く生かされていないのではないかな。プランがあって法人化が生かされることだと思うが。

事務局 法人化が先にされており、「人・農地プラン」は後から出てきたということ。昔から営農組織とセットでソフト事業として集落に下ろしていたことがある。

3番 今、補助事業を受けようとする「人・農地プラン」に加入していることが条件になっているため、是非とも早く進めていただけるよう、未策定の農業組合長を集めて説明し、できるところをピックアップしてでも進めるべきではないかと思う。地域の農業組合長と自治会長が率先して作成していくよう、行政・農水課がまだの集落を集めて前倒しでやっていくべきだと思う。

16番 昨年出した建議に対する回答が4月にされているが、ここに出されている回答はとおりいっぺんの内容で、我々が求めているような回答になっていない。これではいけないと思う。今回の改善意見がどのように生かされるのか、生かし方をもう少し考えてほしいと思う。

議長 他にご意見ございませんか。
無いようでございます。今回お出しいただいた意見も踏まえ、事務局で改善意見の素案を作成していただきます。素案は、次回の農業振興部会で提案し審議いただくことといたします。
その後、農地部会へもお諮りしたあと、9月の農業振興部会で決定いただく計画で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。
本日は、的確なご意見を多数いただきましてありがとうございました。

議長 本日の議題、全般を通してご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)
議長 特に質問等ないようですので、本日の協議事項は終了といたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 午前 11 時 45 分終了

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

3 番

4 番